

報告第 3 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

損害賠償額の決定について

市有施設の管理の瑕疵に基づく物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	13,500円
相手方	小松島市坂野町在住の男性
事故発生年月日	平成30年9月4日
事故発生場所	小松島市坂野町字種井

事故の概要

平成30年台風第21号の影響により、解体予定であった旧坂野中学校の屋上アスファルト防水が飛散し、相手方家屋の屋根瓦に損傷を与えたもの。

平成30年11月14日 専決第15号

小松島市長 濱田 保徳